社労士会労働紛争解決センター岐阜におけるあっせん手続の概要

個別労働関係紛争

【法６条１号関係】
例　岐阜県に所在する企業の事業主Ａが労働者Ｂを解雇したことによる紛争が発生（センター規程２条）

労働者Ｂよりセンターへあっせん手続の依頼

申立人であるＢ又は代理人への説明

制度説明【法 14 条関係】（手続規定７条）
・説明者：事務局職員
・規程に定める事項を記載した書面を交付（しおり）

代理人（特定社会保険労務士）の選任（手続規定８条１項６号）

（受付窓口）
Ｂ又は代理人の申立て

【法６条８号,15 号関係】
・申立書提出（手続規定８条）
・申立費用 3,000 円（消費税別）（現金納付）
（センター規程 14 条,費用謝金規程４条）

受　　理

被申立人への通知・確認【法６条９号,6 号関係】
・規程に定める事項を記載した書面又は申立書写し、確認書面、答弁書様式郵送（配達証明郵便）

被申立人であるＡ又は代理人への説明

説明【法 14 条関係】（手続規定 10 条３項）
【法６条８号関係】回答書提出（手続規定 10 条）
（　〃　12 条３項）

代理人（特定社会保険労務士）の選任（手続規定 12 条１項３号）

被申立人の依頼
（手続規定 12 条）

【法６条２号,3 号関係】
（手続規定 13 条）

センター長は、「候補者名簿」からあっせん委員２名以上（事案により１名）を指名

公正な手続実施を妨げるおそれのある場合
【法６条３号関係】
（手続規定 15・16 条）

【法６条４号関係】
不当な影響の排除（センター規程 17 条）
あっせん委員の中立・公正性（手続規程 14 条）

あっせん手続の期日
（手続規定 18 条）

第１回期日指定
当事者（A､B）に通知
（普通郵便）

資料の取扱い
【法６条 10 号関係】
（手続規定26条及び文書規程）

第１回期日
於：あっせん室
あっせん委員２名
（交互面接）

弁護士の助言措置【法６条５号関係】
・連絡対応型（手続規定 20 条）
・助言弁護士○○○○（センター規程 10 条）

苦情の取扱い【法６条 16 号関係】
苦情の申出とその処理方法
（センター規程 19 条、苦情取扱規程）

手続の進行
【法６条７号関係】
しおり交付

第○回期日
（特に必要がある場合）

Ｂの取り下げ
Ａの手続終了の求め

和解成立

和解契約書作成
（手続規定 23 条）

センター長による手続終了の決定（打ち切り）

手続実施者による終了
【法６条 13 号関係】
（手続規定 24 条）

通知（対Ａ・Ｂ）

配達記録郵便
【法６条６号関係】
（手続規定 24 条３項）

当事者による手続の終了
【法６条 12 号関係】
（手続規定 24 条）